

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金について

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の概要

- 独立行政法人環境再生保全機構に設置
- 設置：平成 13 年度
- 根拠条文：独立行政法人環境再生保全機構法第 16 条
- 勘定区分：ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成金（中小助成（軽減事業））、
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理振興促進事業費（振興事業助成）
- 拠出額（平成 30 年度までに 560 億円造成予定）：

（単位：千円）

	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成金 （中小助成（軽減事業））		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理 振興促進事業費（振興事業助成）
	国	都道府県	民間出えん金
H13-H18	12,000,000	12,000,000	480,800
H19	2,000,000	2,000,000	0
H20	2,000,000	2,000,000	0
H21	2,000,000	2,000,000	0
H22	2,000,000	1,861,000	0
H23	1,500,000	1,395,750	0
H24	1,500,000	1,395,750	0
H25	1,500,000	1,395,750	0
H26	700,000	676,071	0
累計額	25,200,000	24,724,321	480,800

- 助成実績：

	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成金 （中小助成（軽減事業））		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理 振興促進事業費（振興事業助成）	
	助成台数	助成金額（百万円）	助成件数	助成金額（百万円）
H16-H19	1,984	374	2	49
H20	3,994	701	1	26
H21	6,317	1,160	1	38
H22	7,684	1,464	1	80
H23	9,212	1,716	1	42
H24	12,528	2,447	1	44
H25	10,577	2,292	1	59
H26	9,507	2,144	1	60
合計	61,803	12,298	9	398

- 基金残高：

- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成金（中小助成（軽減事業））
39,433,784,430 円（平成 27 年 3 月現在）（運用収入を含む残高）
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理振興促進事業費（振興事業助成）
117,931,048 円（平成 27 年 3 月現在）（運用収入を含む残高）

2. 基金の趣旨・目的

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の趣旨目的は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用につき助成金の交付を行うこととされている（独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第5号及び第16条参照）。具体的には、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令第12条第2項第2号ロに基づき、以下の基金の勘定区分が設けられ、各々使途が定められている。

（1）ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成金（中小助成（軽減事業））

- JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）における処理は、世界的にも類を見ない化学処理方式が採用されたため、PCB廃棄物の処理費用は、通常の廃棄物に比して相当高額。中小企業者等については、費用負担能力が小さいため、高濃度PCB廃棄物に係る高額な処理費用の負担軽減を図り、計画的に、確実かつ適正な処理を促進することが必要。
- このため、（独）環境再生保全機構に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」を国及び都道府県が協調して造成。中小企業者等が、高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、その処理費用が軽減されるよう、PCB廃棄物処理基金から処理の主体であるJESCOに対して、中小企業者の費用負担軽減に要する額を支出（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画第2章第6節1）。
- 助成率は、法人（個人事業主を含む）に対し70%、個人及び破産した法人に対し95%としており、平成26年6月の基本計画変更在先立ち、地元自治体から処理完了期限の再延長防止策として、費用負担能力が著しく乏しい者の処理促進策が求められたことから、破産者及び個人での保管者など負担能力が極めて限られている者に限って5%の負担となるように、平成26年4月に助成対象及び助成額の拡大を行った。

（2）ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理振興促進事業費（振興事業助成）

- （財）電気絶縁物処理協会の基本財産に出えんした製造者等により、PCB特別措置法の趣旨に沿って、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金へ資金が拠出されている。
- 同協会が基金に拠出した資金は、
 - ・ PCB廃棄物処理に際しての環境の状況の把握のための監視及び測定並びに安全性の評価並びに安全性の確保のための研修及び研究に係る費用、
 - ・ JESCO その他環境大臣の指定する処理主体において適正に処理するために必要となるPCB廃棄物の保管に係る費用、
 - ・ その他PCB廃棄物の処理施設の設置及び管理を推進するために地域住民の理解を増進することに資する事業に要する費用

に充てることとされている（同基本計画第2章第6節2、独立行政法人環境再生保全機構業務方法書第26条）。

3. 費用負担

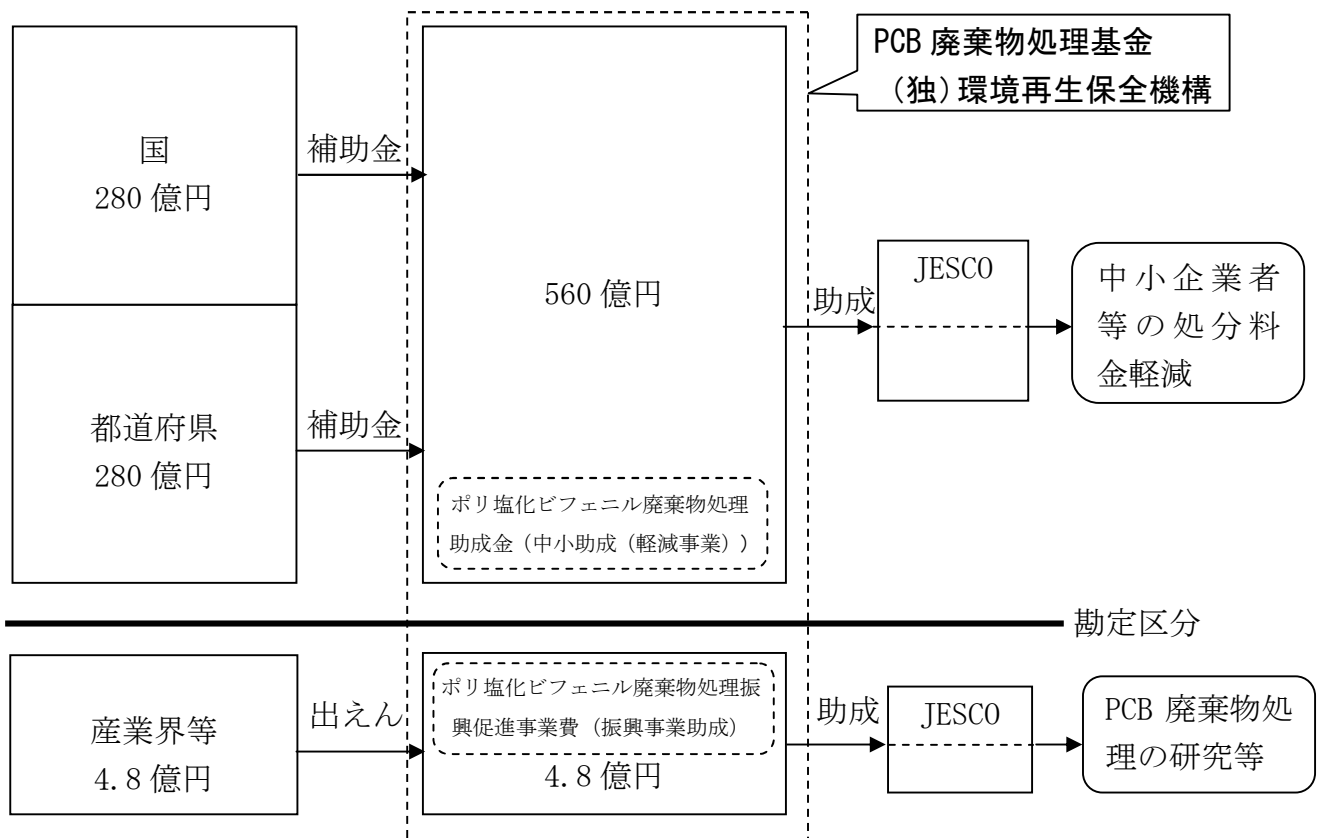
(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成金（中小助成（軽減事業））

- 中小企業者の負担軽減については、国及び 47 都道府県が協調して支援することとされている。その負担割合は 1 : 1。

(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理振興促進事業費（振興事業助成）

- 製造者等の基金への拠出については、（財）電気絶縁物処理協会の解散時の基本財産（同財団の設立時に PCB 製造者等が拠出）の残額（4.8 億円）が全額拠出されている。この 4.8 億円以外の拠出はこれまでなされていない。

(参考) 基金による支援スキーム図



4. 関係規定等

○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号） 抄

（ポリ塩化ビフェニルを製造した者等の責務）

第 4 条 ポリ塩化ビフェニルを製造した者及びポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を製造した者（以下「ポリ塩化ビフェニル製造者等」という。）は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

（協力の要請）

第 15 条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル製造者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための資金の出えんその他の必要な協力を求めるよう努めるものとする。

○ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号） 抄

（業務の範囲）

第 10 条 機構は、第 3 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 （略）

五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 2 条第 1 項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。）の処理を確実かつ適正に行うことができるものと認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用で環境省令で定める範囲内のものにつき助成金の交付を行うこと。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金）

第 16 条 機構は、第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に要する費用で環境省令で定める範囲内のものに充てるためにポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を設け、附則第 4 条第 13 項の規定によりポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てられた金額並びに第 3 項の規定により交付を受けた補助金及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てることを条件として政府及び都道府県以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 通則法第 47 条及び第 67 条（第 7 号に係る部分に限る。）の規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の運用について準用する。この場合において、通則法第 47 条第 3 号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

3 政府及び都道府県は、予算の範囲内において、機構に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てる資金を補助することができる。

○ 独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成 16 年環境省令第 11 号） 抄

（区分経理等）

第 12 条 機構は、機構法第 12 条に規定する勘定として、同法第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理については公害健康被害補償予防業務勘定を、同項第 7 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理については石綿健康被害救済業務勘定を、その他の業務に係る経理については基金勘定を設けなければならない。

2 機構は、次の各号に掲げる勘定においては、内訳として、当該各号に定める業務に係る経理単位に区分するものとする。

一 公害健康被害補償予防業務勘定

イ 機構法第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

ロ 機構法第 10 条第 1 項第 2 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

二 基金勘定

イ 機構法第 10 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

ロ 機構法第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

ハ 機構法第 10 条第 1 項第 6 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

ニ 機構法第 10 条第 2 項に掲げる業務

○ 独立行政法人環境再生保全機構業務方法書（平成 16 年 4 月 1 日規程第 1 号） 抄

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成）

第 26 条 機構が機構法第 10 条第 1 項第 5 号の規定により行う助成金の交付は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 2 条第 1 項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。）の処理を確実に適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用で次に掲げる費用の範囲内のものにつき行うものとする。

（1） 中小企業者（中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、同項に規定する中小企業者以外の一又は二以上の会社（以下この号において「大企業者」という。）の所有に係る当該中小企業者の株式の数の当該中小企業者の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該中小企業者への出資の金額の当該中小企業者の出資の総額に対する割合が二分の一以上である者及びその者との間にその者による完全支配関係（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 4 条の 2 に規定する完全支配をいう。以下この号において同じ。）がある者並びに大企業との間に当該中小企業者又は大企業者による完全支配関係がある者を除いたものをいう。）その他常時使用する従業員の数が 100 人以下の法人が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物（電気機器又は OF ケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶

縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となったもの及び当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。次号及び第4号において同じ。)の処理に要する費用(第3号及び第4号に掲げる費用を除く。次号において同じ。)

(2) 個人が保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用

(3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境の状況の把握のための監視若しくは測定若しくは安全性の評価又は安全性の確保のための研修若しくは研究に係る費用

(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る費用

2 政府及び都道府県から機構法第16条第1項のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てるため交付を受けた補助金の合計額に相当する金額については、原則として前項第1号及び第2号に掲げる費用に充てるものとする。

3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てることを条件として政府及び都道府県以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額については、第1項第3号及び第4号に掲げる費用に充てるものとする。

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画 抄

第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

第6節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による円滑な処理の推進

1 中小企業者等の負担軽減措置

・・・中小企業者等については、費用負担能力が小さいため、高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物に係る高額な処理費用の負担軽減を図り、計画的に、確実かつ適正な処理を促進することが必要である。このため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を国及び都道府県が協調して造成し、中小企業者等が、高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物の処分を中間貯蔵・環境安全事業株式会社へ委託して行う場合に、その処理費用が軽減されるよう、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金から処理の主体である中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出することとする。また、中間貯蔵・環境安全事業株式会社のほか、確実かつ適正な処理を行うことができる処分業者の場合であっても、同様の方法によって、中小企業者等の処理費用負担を軽減することとする。

2 製造者等のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への資金の出えんの協力

財団法人電気絶縁物処理協会の基本財産に出えんした製造者等により、特別措置法の趣旨に沿って、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金へ資金が拠出されているところである。

今後とも、国は、製造者等に対して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への拠出について協力を要請していくこととする。製造者等は、難分解性である等の性質

を持ち、高額な処理費用を要するポリ塩化ビフェニル及び使用製品を製造した者としての社会的な責任に鑑み、国の要請を踏まえ資金の出えんについて協力することが求められる。

製造者等が基金に拠出した資金は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理に際しての環境の状況の把握のための監視及び測定並びに安全性の評価並びに安全性の確保のための研修及び研究に係る費用、中間貯蔵・環境安全事業株式会社その他環境大臣の指定する処理主体において適正に処理するために必要となる高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物の保管に係る費用、その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の設置及び管理を推進するために地域住民の理解を増進することに資する事業に要する費用に充てることとし、もってポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を円滑に推進できるようにする。